

埼玉県東松山保健所地域災害保健医療調整会議設置要綱

(令和元年 1 2 月 1 2 日東松山保健所長決裁)

(設置)

第 1 条 東松山保健所管内における地域の実情に応じた災害時保健医療体制を確保するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県東松山保健所地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 調整会議の協議事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発災時に設置する地域災害医療対策会議の設置等に関する事
- (2) 災害時の活動の参考となる地域情報の把握に関する事
- (3) 災害時の医療救護活動の調整に関する事
- (4) 災害時の保健医療活動に関する研修及び訓練に関する事
- (5) その他災害時保健医療体制に関し必要な事項に関する事

(組織)

第 3 条 調整会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 管内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表者
- (2) 地域災害医療コーディネーター
- (3) 管内の二次輪番病院の代表者
- (4) 管内の消防職員
- (5) 管内の市町村の保健衛生、福祉及び危機管理を所管する課長
- (6) 川越比企地域振興センターの代表者
- (7) 東松山保健所長
- (8) その他必要と認められる者

2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第 4 条 調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は保健所長とし、副議長は議長が指名した委員とする。
- 3 議長は会務を総理する。

(会議)

第 5 条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できない場合は、その代理の者の出席を議長に申し出ることができる。

- 2 前項の規定により出席した代理者は委員とみなす。
- 3 調整会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ

による。

4 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議の庶務)

第7条 調整会議の庶務は、東松山保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

2 第3条の規定による委員の選任及び第7条の規定による会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱の施行当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。